

平成25年3月消費税申告準備のための 個別対応方式と一括比例配分方式 の基礎と実務のポイント ～95%ルール見直しが上場グループ会社に 与える影響と実務対応～

- 日時 ●2012年 2月20日(月) 13:30～16:30
- 会場 ●東京・飯田橋 『日本出版クラブ会館』2F もも 03-3267-6111
- 参加対象 ●企業の経理部・財務部門および経営・事業に携わる方々
- ご講演者 ●足立 好幸 氏 税理士法人トラスト 公認会計士・税理士

◆足立 好幸 氏 公認会計士・税理士／税理士法人トラスト・パートナー
大手監査法人にて監査・上場支援等に従事した後、税理士法人トラストの設立に参画する。トラストでは、「企業価値向上のための税務」を主業務として上場企業グループに専門・特化。近年では、上場企業グループの「M&A」「事業再編」「連結納税」に多く関与している。著書に、『連結納税採用の有利・不利とシミュレーション』(清文社)、『M&A・組織再編のスキーム選択』(清文社)、『グループ法人税制Q&A』(清文社)など多数。

◆開催にあたって

平成23年度税制改正において、平成24年4月1日以後に開始する課税期間より、仕入税額控除について、95%ルールを適用する事業者の範囲を課税売上高が5億円以下の事業者に限定するように見直しがされました。

これに伴い、多くの法人で消費税の負担増および消費税課税区分の明確な区分経理が必要となります。

本セミナーでは、消費税の構造を認識するとともに、95%ルールの撤廃による消費税負担をどのように軽減できるかなど実務対応のポイントについて要領よくわかりやすくご説明します。

●受講料●1名(税込み、資料代込)

正会員	26,250円	本体価格 25,000円
一般	29,400円	本体価格 28,000円

●申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者へ FAX いただくか、当会ホームページからお申込みください。

または E-mail にてお送りください。後日、受講票・請求書をお送り致します。

●申込書を FAX でご送信いただく際は、FAX 番号をお間違えのないようご注意ください。

●会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより [TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問] をご参照下さい。

一般社団法人 企業研究会 経営管理G
担当：宇田川 E-mail udagawa@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町 1-6-2 アーバンネット麹町ビル 6F
TEL 03-5215-3513 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 **FAX 03-5215-0951**

* 当会ホームページ (<http://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます。

111621-0603 2012.2.20(月)			
申込書 個別対応方式と一括比例配分方式の基礎と実務のポイント			
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

* お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

<プログラム>

1. 改正内容と控除対象仕入税額の計算方法
 - ①95%ルール
 - ②個別対応方式と一括比例配分方式
2. 課税売上割合
 - ①計算式の留意事項
 - ②チェックポイント
 - ③課税売上割合に準ずる割合
3. 課税取引・非課税取引の区分
 - ①国内取引
 - ②輸入取引（課税取引）
 - ③不課税取引
 - ④非課税取引（国内取引）
 - ⑤非課税取引（輸入取引）
 - ⑥免税取引（輸入取引）
4. 個別対応方式における課税対応・非課税対応・共通対応の区分の実務
 - (1) 用途区分の判定手順
 - (2) 課税売上に対応するものとは
 - (3) 非課税売上に対応するものとは
 - (4) 課税売上と非課税売上に共通するものとは
 - (5) 共通用の課税仕入れ等を合理的な基準により区分した場合
 - ①用途区分の判定手順（共通用の課税仕入れ等を合理的な基準により区分できる場合）
 - ②課税売上割合に準ずる割合による区分と合理的な基準による区分との違い
 - (6) 実務における用途区分ごとの課税仕入集計方法
 - ①部門ごとの用途区分の決め方
 - ②費目ごとの課税仕入れの用途区分の決め方
 - ③会計システムの用途区分の設定
 - ④非課税売上に対応する課税仕入れを把握するためのポイント
5. 控除対象外消費税の法人税上の取扱い
 - (1) 控除対象外消費税の法人税法上の処理
 - (2) 交際費に係る控除対象外消費税の法人税法上の処理
6. 平成24年4月1日までにやるべき実務上のポイント
7. 質疑応答・個別質問